

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約書



平成29年11月2日

岐阜市 北方町

岐阜市及び北方町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

岐阜市（以下「甲」という。）及び北方町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏として岐阜連携都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約（以下「本協約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協約は、甲及び乙が連携して、圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組を相互に協力して実施し、連携を図るものとする。

（連携を図る取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携を図る取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（費用分担）

第4条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（協議）

第5条 甲及び乙は、本協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

（変更等）

第6条 甲又は乙が本協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、地方自治法第252条の2第4項の規定により、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が、本協約の失効を求める場合は、あらかじめ地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経てその旨を相手方に通告するものとする。この場合において、通告があった日から起算して2年を経過した日に本協約はその効力を失うものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年11月2日

甲 岐阜市今沢町18番地
岐阜市
岐阜市長

細江 義光 

乙 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地
北方町
北方町長

戸部 哲哉 

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

| 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---|--|--|
| ア 産学金官民が一体となった協議の場の設置等、圏域全体の経済成長に向けた推進体制の整備に取り組む。 | 圏域全体の経済成長に向けた推進体制の整備に乙と協力して主体的に取り組む。 | 圏域全体の経済成長に向けた推進体制の整備に甲と協力して取り組む。 |
| イ 産学官や異業種が交流する場の提供等を通じた新規創業促進や地域の中堅企業等を核とした産業の振興及び人材の確保に取り組む。 | 新規創業促進や地域の中堅企業等を核とした産業の振興及び人材の確保に乙と協力して主体的に取り組む。 | 新規創業促進や地域の中堅企業等を核とした産業の振興及び人材の確保に甲と協力して取り組む。 |
| ウ 地域資源の活用による商品及びサービスの開発、販路拡大、地域ブランド育成等、地域経済の裾野拡大に取り組む。 | 地域経済の裾野拡大に乙と協力して主体的に取り組む。 | 地域経済の裾野拡大に甲と協力して取り組む。 |
| エ 圏域の観光資源を活用した魅力向上と情報発信により、圏域への誘客拡大及び交流人口増加に取り組む。 | 圏域全体の誘客拡大及び交流人口増加に乙と協力して主体的に取り組む。 | 圏域全体の誘客拡大及び交流人口増加に甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化

| 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--|---------------------------------------|-----------------------------------|
| ア 広域的な医療体制や安定的に医療を提供できる体制の構築及び医療の質の向上等に取り組む。 | 医療体制の構築及び医療の質の向上等に乙と協力して主体的に取り組む。 | 医療体制の構築及び医療の質の向上等に甲と協力して取り組む。 |
| イ 圏域内外へのアクセス拠点、圏域内の公園等の整備に向けた調査等、高度な中心拠点整備及び広域的公共交通の構築に取り組む。 | 高度な中心拠点整備及び広域的公共交通の構築に乙と協力して主体的に取り組む。 | 高度な中心拠点整備及び広域的公共交通の構築に甲と協力して取り組む。 |
| ウ 圏域を担う人材の育成、専門的な知識を持つ人材の招へい等、高等教育及び研究開発の環境整備に向けて取り組む。 | 高等教育及び研究開発の環境整備に向けて乙と協力して主体的に取り組む。 | 高等教育及び研究開発の環境整備に向けて甲と協力して取り組む。 |
| エ 圏域内の公共施設の将来的な相互利用、機能分担等に向けた検討体制の構築等の都市機能の集積及び強化に取り組む。 | 公共施設に関する検討体制の構築に乙と協力して主体的に取り組む。 | 公共施設に関する検討体制の構築に甲と協力して取り組む。 |

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

| | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------------|---|---|---|
| (1) 生活機能の強化に係る政策分野 | ア 圏域住民の健康寿命の延伸につながる取組、医療需要に対応した体制の確保等、地域医療の充実に向けて取り組む。 | 健康増進及び地域医療の充実に向けて乙と協力して主体的に取り組む。 | 健康増進及び地域医療の充実に向けて甲と協力して取り組む。 |
| | イ 子育て環境の充実、高齢者の介護対策等、福祉の向上に取り組む。 | 福祉の向上に乙と協力して主体的に取り組む。 | 福祉の向上に甲と協力して取り組む。 |
| | ウ 学校教育及び社会教育環境の整備やこれらに関する公共施設の活用等、教育、文化及びスポーツの振興に取り組む。 | 教育、文化及びスポーツの振興に乙と協力して主体的に取り組む。 | 教育、文化及びスポーツの振興に甲と協力して取り組む。 |
| | エ 圏域全体の土地利用のあり方を検討し、地域特性を活かした都市空間の形成に向けて取り組む。 | 都市空間の形成に向けて乙と協力して主体的に取り組む。 | 都市空間の形成に向けて甲と協力して取り組む。 |
| | オ 圏域住民の暮らしの充実に向けて、地域のにぎわい創出や市民活動支援及び雇用機会の確保等、地域振興に取り組む。 | 地域振興に乙と協力して主体的に取り組む。 | 地域振興に甲と協力して取り組む。 |
| | カ 圏域における災害対策の推進、減災及び防災体制の充実等、防災に関する連携体制の構築及び強化に取り組む。 | 防災の連携体制の構築及び強化に乙と協力して主体的に取り組む。 | 防災の連携体制の構築及び強化に甲と協力して取り組む。 |
| | キ 圏域の環境及び生物多様性の保全の推進や循環型社会の形成に向けて取り組む。 | 環境及び生物多様性の保全の推進や循環型社会の形成に向けて乙と協力して主体的に取り組む。 | 環境及び生物多様性の保全の推進や循環型社会の形成に向けて甲と協力して取り組む。 |

| | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---------------------------|--|---|---|
| (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 | ア 圏域住民の移動手段の確保及び利便性向上に向けて、地域公共交通の維持等に取り組む。 | 地域公共交通の維持等に乙と協力して主体的に取り組む。 | 地域公共交通の維持等に甲と協力して取り組む。 |
| | イ 広域的な地域の連携を促す道路ネットワークの形成やICTインフラを活用できる環境づくりに向けて取り組む。 | 道路ネットワークの形成やICTインフラを活用できる環境づくりに向けて乙と協力して主体的に取り組む。 | 道路ネットワークの形成やICTインフラを活用できる環境づくりに向けて甲と協力して取り組む。 |
| | ウ 生産者と消費者との連携を促進し、圏域における地産地消や地域経済の循環に向けて取り組む。 | 地産地消や地域経済の循環に向けて乙と協力して主体的に取り組む。 | 地産地消や地域経済の循環に向けて甲と協力して取り組む。 |
| | エ 地域間の相互理解を深める取組やIJUターンの促進等、地域内外の住民との交流や移住及び定住促進に取り組む。 | 地域内外の住民との交流や移住及び定住促進に乙と協力して主体的に取り組む。 | 地域内外の住民との交流や移住及び定住促進に甲と協力して取り組む。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 | 人事交流、外部からの人材を活用した合同職員研修等、圏域市町職員間の連携強化及び圏域市町職員の能力向上に取り組む。 | 圏域市町職員間の連携強化及び圏域市町職員の能力向上に乙と協力して主体的に取り組む。 | 圏域市町職員間の連携強化及び圏域市町職員の能力向上に甲と協力して取り組む。 |

京市原
長岐

京市原
長岐本